

男女共同参画のおしらせ

「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」

令和5年7月26日、政府では、関係府省会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめ、令和5年8月および9月を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」と位置付け、広報・啓発を集中的に実施しています。

性犯罪・性暴力とは

あなたのからだところは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があっても、それは本当の同意があったことになりません。

また、一つの行為に同意をしても、他の行為にも同意したことはありません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。



どこに相談すればいいの？

京都性暴力被害ワンストップ相談支援センター京都 SARA

○電話：075-222-7711

24時間365日

○下記の電話番号は通話料無料
・携帯電話、NTTアナログの固定電話からは#8891（はやくワンストップ）

・NTTひかり電話からは0120-8891-77

他にも相談する所ってあるの？

京都府の相談窓口があるよ



性犯罪相談ダイヤルハートさん

○電話：0120-8103-39

短縮ダイヤル：#8103（ハートさん）

IP電話（NTT東西・Jcom）からは短縮ダイヤルでは料金が発生しますのでフリーダイヤル番号に

京都府警の相談窓口もあるよ



ひとりで悩まずにまず相談してね

【図書の利用をご利用の皆様へ】

向陽館女性相談センターをご利用いただきましてありがとうございます。

【図書の貸出しをご利用の皆様へ】

向陽館女性相談センターをご利用いただきましてありがとうございます。

図書は、センターご利用の方のみ借りることができます。

貸出期間は2週間です。お一人1冊までとなっております。

駅構内利用時のみ本館と住所の確認できるものを貸出いたします。

貸出からは、『図書貸出カード』をご利用ください。

貸出期間が満了した場合は、本館までお持ち帰りください。